

臼杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(臼杵都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	臼杵
----	-----	---------	----

目 次

1 都市計画の目標

- 1) 白浜都市計画区域の特性 ······ P 1
- 2) 都市づくりの課題 ······ P 3
- 3) 基本理念 ······ P 3
- 4) 都市計画区域の範囲、規模 ······ P 3
- 5) 目標年次 ······ P 3

◆都市づくり概念図

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1) 判断基準 ······ P 4
- 2) 区域区分の有無 ······ P 4

3 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 5
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 7
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 10
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ······ P 10

4 都市計画の相互支援と管理

- 1) 役割分担と相互支援 ······ P 12
- 2) 計画の管理と継続的改善 ······ P 13

◆付図

1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」 | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」 | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】 |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 | 【地域主体】 |

1) 白杵都市計画区域の特性

佐伯市、白杵市、津久見市から構成される「県南連携都市圏」は、都市や海岸部の道路ネットワークとして、日豊海岸沿いに位置する国道217号と都市間交流軸として市街地背後に整備される東九州自動車道があり、山の自然や歴史的資源に恵まれた魅力ある圏域を形成している。その中で白杵市は、県都大分市に近接した便利で快適な生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県南東部、県都大分市から約20kmに位置し、東は豊後水道に面した白杵湾に臨み、西及び南北の三方を樅木山系、九六位山系などの山々に囲まれている。気候は、瀬戸内海気候と太平洋気候の影響や黒潮の影響を受け一年を通じて比較的温暖である。

歴史は古く、国宝白杵石仏、白杵城跡、数々の武家屋敷や商家のまちなみを現代に伝えている二王座地区など歴史や文化財を豊富に有することで有名な都市である。また、白杵湾はリアス式の海岸線が形成されているとともに、日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定され、緑豊かな山々とともに水と緑に囲まれた風光明媚な自然景観を形成している。

このような豊かな歴史資源、自然景観を有するとともに、近年東九州自動車道の開通によるアクセス性の向上により、今後さらに地域資源を活かした産業や観光の発展が期待される都市である。

【臼杵の景観】



—二王座歴史の道—



—臼杵石仏—

2) 都市づくりの課題

道路は、平成 13 年度に開通した東九州自動車道、南北に走る国道 217 号及び放射状に伸びる国道 502 号、県道大分臼杵線などにより都市の骨格が形成され、これら道路が本都市計画区域と周辺都市とを結ぶ役割を果たしている。今後は、これら都市の骨格を形成する道路と市内中心部との間の円滑な交通処理が必要である。

中心市街地は概ね臼杵駅から臼杵川に至る範囲で形成されているが、経済状況の変化などにより、一部に市街地の空洞化が見られる。このため、今後は中心市街地が保有する歴史資源、観光資源を活用した魅力ある中心商業地の形成に取り組む必要がある。

豊かな緑と変化に富んだリアス式の海岸線、緑が美しい丘陵地、臼杵川の河川空間や市街地に存在する歴史的・文化的資源などは本都市計画区域の財産であり、これらを保全し次世代に継承していく必要がある。

3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、歴史・文化遺産を活用した観光機能のさらなる強化や自然と融合したゆとりある居住空間の整備により、利便性が高く快適で特徴ある生活都市の形成を目指す。このため、二王座地区など中心部に存在する歴史・文化資源、国宝臼杵石仏、リアス式の海岸線など地域資源の保全と活用により、歴史、文化、自然、生活が調和した都市づくりを図る。

4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
臼杵都市計画区域	臼杵市	行政区域の一部	4,822ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

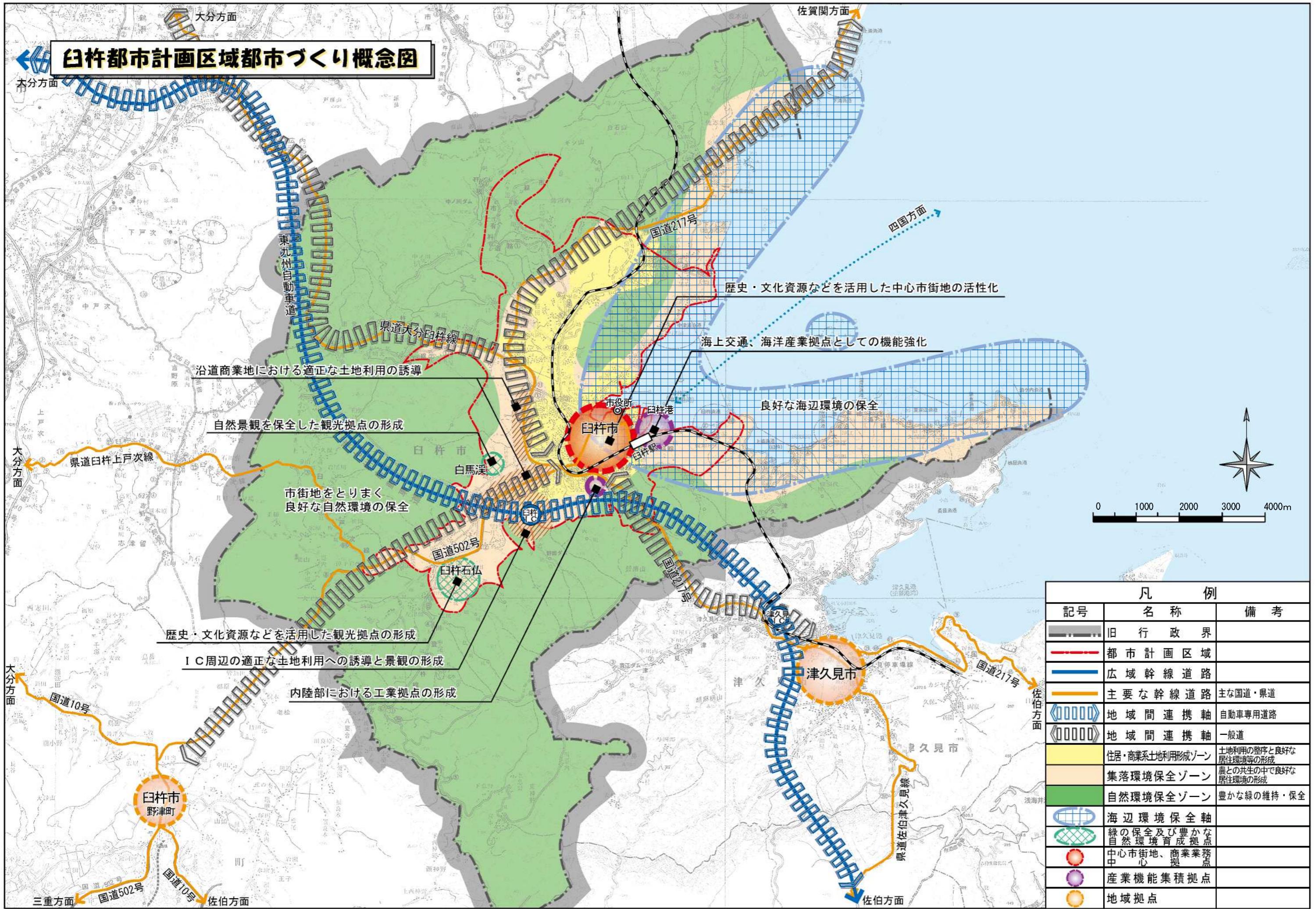
5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

臼杵都市計画区域都市づくり概念図



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はなく、都市の求心力も弱い。また、急峻地形に囲まれ利用可能な用途地域外（白地地域）が少なく、市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、中心市街地活性化基本計画や土地区画整理事業の実施などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア 商業地、業務地

商業地は、町屋地区、江無田地区、国道 217 号及び国道 502 号沿道に配置し、それぞれの役割分担を明確にしながら商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。このうち、町屋地区等は、古くからの中心商業地であり歴史的な街並みを活かしたまちづくりが進められており、今後とも歴史的資源を活かした観光と商業・居住が一体となった特色ある商業地の形成を図る。また、江無田地区、国道 217 号及び国道 502 号沿道は、沿道型店舗の立地が進んでいることから、町屋地区との機能分担を図るとともに交通混雑など沿道環境や周辺の住宅地の環境に配慮しながら商業機能の維持・充実を図る。

官公庁施設は、一定の集積がある洲崎地区及び臼杵公園周辺に配置し、機能の維持・充実を図る。



—歴史資源を活かしたまちなみ形成のイメージ—

イ 工業地

臼杵港周辺、臼杵川沿い及び下北地区などに工業地を配置し周辺との調和に留意して、工業地としての機能の充実を図る。特に、下北地区は住宅地と隣接することなどから、周辺の居住環境に配慮するとともに自然環境と調和した環境配慮型の工業地として機能の充

実を図る。また、臼杵港周辺の工業地は、港湾関連の工業地としての機能の充実を図る。

ウ 住宅地

人口の過半が用途地域内に居住しているが、近年、用途地域内人口が減少傾向にある。用途地域内の人囗を維持するため、中心市街地周辺及び本都市計画区域北部に住宅地を配置し、都市基盤整備の推進により良好な居住環境の形成に努める。このうち、中心市街地周辺では、既に集積している各種都市機能のストックを活かし、道路、公園、広場などの整備により便利で快適な住宅地の形成を図る。また、土地区画整理事業が完了した上臼杵駅及び井村地区周辺では、住宅建設の促進と良好な居住環境の形成に努める。さらに、本都市計画区域北部の住宅地では、美しい自然環境を維持しながら魅力ある住宅地の形成に努める。

② 土地利用の方針

ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

藤河内地区、大野地区、田井地区及び下ノ江地区に定めている住居系用途については、地区内の土地利用の動向を見ながら用途の再検討を行う。また、黒丸地区周辺の用途地域編入の検討にあたっては農林漁業との健全な調和を図る。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地では、臼杵城跡を中心に武家屋敷や町屋など多くの歴史資源や、かつての城下町の都市構造を保ち良好な市街地景観を有しているため、これらの歴史資源や景観の保全を基本としながら居住環境の維持・改善を図る。

また、本都市計画区域では、小規模な土地区画整理事業が多数実施されているのが特徴であり、今後は、熊崎駅周辺や江無田地区など、基盤が整っていない住宅地について、基盤整備と併せて計画的に良好な市街地形成を推進する。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、地球温暖化の防止や自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。また、緑豊かな市街地の骨格を形成する市街地後背の樹林地や市街地の中央を流れる臼杵川沿いの良好な水辺空間や緑、臼杵石仏公園周辺の丘陵地の維持・保全に努める。

エ 優良な農地との健全な調和に関する方針

用途地域外の農地については、優良な農地として保存に努める。特にまとまった広がりを持つ藤河内地区、稻田地区、井村地区、上中間地区、末広地区、望月地区及び家野地区的農地については、計画的な保全に努める。

オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るため、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

優れた自然環境は将来に受け継がなければならない財産である。臼杵川は都市内の緑を形成する骨格軸であり、水質の保全・浄化とともに市街地との近接性を活かした河川空間の活用と保全を積極的に推進する。また、日豊海岸国定公園や豊後水道県立自然公園に属するリアス式の海岸線と丘陵地の緑地など良好な自然環境を形成する地域の保全に努める。

キ 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

用途地域外の白地地域では農地の保全を図り、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な規制・誘導を行う。特に、インターチェンジ付近やアクセス道路沿いの土地利用については、開発圧力の増大も考えられるため、建築形態制限など適切な土地利用を誘導し、無秩序な開発や景観の悪化の抑制を図る。

また、農業集落や漁業集落では既存の集落風景の保全に努める。

ク 大規模集客施設^{*1}の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（＊1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、県南地域における交通拠点の一つであり、主要な交通体系として東九州自動車道、国道217号、国道502号、県道大分臼杵線などの主要な幹線道路並びに日豊本線からなる陸上交通網が、また四国方面と連絡する海上交通の拠点として臼杵港が配置されている。

東九州自動車道の県南への延伸による広域化や観光・交流の活発化にともない今後交通量の増加が予想されることから、幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図る。併せて、既存の公共交通の利用促進を図るとともに、コミュニティバスなどの地域の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

また、市街地内では、臼杵の歴史、文化、風土などを感じることができ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成21年度末現在56.3%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	東九州自動車道を広域幹線道路として位置づけ、本都市計画区域の南部に配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れの確保と、臼杵インターチェンジとのアクセス性を高めるため主要幹線道路として、次の道路を配置する。 国道217号(都市計画道路3・5・6柳原大坪線) 国道502号(都市計画道路3・3・4祇園洲竹場線)
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。 都市計画道路3・4・1臼杵駅前末広線 都市計画道路3・5・8祇園洲柳原線 都市計画道路3・4・9市浜戸室線 都市計画道路3・4・10市浜千代田線 都市計画道路3・4・11野田戸室線

イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道での玄関口として、臼杵駅、上臼杵駅、熊崎駅、下ノ江駅の4駅が存在する。駅周辺での駐車場、駐輪場の整備を促進し、駅の交通結節機能の強化を図るとともに公共交通機関の利用促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・11 野田戸室線（市道野田戸室線）
	都市計画道路 3・5・8 祇園洲柳原線（市道祇園洲海添線）

d 長期未着手施設の見直し

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・3・4 祇園洲竹場線（県道臼杵停車場線）
	都市計画道路 3・5・3 畠屋町板知屋線（市道畠屋町港町線）
	都市計画道路 3・5・7 上臼杵土橋線（県道上臼杵停車場線）

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、公衆衛生のさらなる向上、良好な水環境の保全及び都市の持続的発展を目的とした整備を推進する。あわせて、地震時の機能確保や河川事業と連携した浸水被害軽減等による災害への適切な対応に取り組む。

また、汚水対策については、順次整備を進めているところであるが、今後とも衛生的で快適な生活環境をつくり水質の保全を図るため、公共下水道、農業集落排水などによる整備改善を行う。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 801ha、計画処理人口 18,638 人を定め順次整備を進めしており、事業認可区域面積 570ha のうち平成 21 年度末現在 440.7ha が供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した臼杵市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mm に対応する河道整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

公共下水道の計画区域内では、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については特定環境保全公共下水道、農・漁業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

河川については、住民の生命財産を浸水などの被害から守るために計画的に河川改修を推進し万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c **主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	臼杵市公共下水道（臼杵処理区）
河 川	臼杵川、田井ヶ迫川、末広川、熊崎川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a **基本方針**

住民が健康で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a **主要な市街地開発事業の決定の方針**

平成 21 年度末現在、市浜第二地区をはじめ 7 地区で土地区画整理事業が完了し、1 地区で施行中である。施行中の事業については、事業の推進と早期完成を図り、良好な都市環境や居住環境の形成に努める。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a **基本方針**

本都市計画区域は、リアス式海岸の臼杵湾、市街地を取り囲む山々、市街地の中央を流れる河川など豊かな自然環境の下にあり、市街地の中や周辺に多くの歴史的遺産を保有している。今後も景観計画等をもとに、市街化が進展してもこの豊かな自然環境などを失うことなく、さらに優れた魅力的なものとして次世代に引き継いでいく。また、臼杵公園、臼杵石仏公園、臼杵市総合公園など地域の特性を活かした公園の計画・整備が進められており、今後ともこれを推進し自然環境の整備、保全とともに観光資源などとして活用に努める。

b **主要な緑地の配置方針**

ア **環境保全系統**

市街地を取り囲む丘陵地の樹林地や日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園に属するリアス式の海岸線は市街地に近い貴重な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、臼杵川の水辺環境は、生態系保全の観点から保全に努める。

イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。臼杵公園、臼杵石仏公園、臼杵市総合公園をレクリエーション拠点として整備し、臼杵川や主要な道路によりネットワーク化を図る。また、臼杵川の水辺環境の整備を図りレクリエーションの場として活用を図る。

ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している臼杵川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、家野地区や望月地区など臼杵川沿いの農地は、食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全に努める。さらに、区域内の都市公園を、災害時避難地として活用する。

エ 景観構成系統

市街地の後背に存在する丘陵地景観、海岸部のリラス式海岸の景観さらに臼杵川の河川景観は、本都市計画区域の代表的な景観構成軸であり、建築物を対象として背後地の眺望を考慮した高度地区や景観地区の指定等による高さ制限について検討し、これらの景観を保全に努める。

c 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成21年度末現在、都市計画決定されている都市基幹公園は総合公園3箇所29.8haで、このうち3箇所21.4haが供用開始しており、面積ベースでの整備率は71.7%である。

今後、臼杵石仏公園、臼杵市総合公園など主要な公園・緑地の整備を図り、整備水準の向上を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地内における貴重な樹林地である社寺林は、現状を保全し、その永続性を図る。工業系用途地域における工場地域の緑地は、緩衝地として存続を図る。また、市街地を取り囲む丘陵地や臼杵石仏公園周辺、白馬渓周辺などについては、風致地区などの指定を検討し良好な樹林地の維持存続に努める。

d 主要な緑地の確保目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする都市基幹公園は次のとおりである。

種 別	名 称
総合公園	5・4・2 臼杵石仏公園
	5・5・3 臼杵市総合公園

4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

